



住信 年金情報

PENSION NEWS

(平成23年10月27日)

⇒(平成23年12月2日修正)

⇒(平成24年4月16日修正)



年金信託部

東日本大震災における被災地域の皆様におかれましては、心よりお見舞い申し上げますとともに、一日も早い復興をお祈り申し上げます。

【厚生年金基金・確定給付企業年金】

(従業員減少に係る掛金の一括拠出に関する規約変更申請手続き等について)

今般、年金確保支援法案の成立(平成23年8月4日付 PENSION NEWS)に伴う従業員減少に係る掛金の一括拠出に関して、厚生労働省あて、規約変更の取扱い、規約変更日、手続き、及び申請時必要書類について確認いたしましたのでご連絡いたします。

なお、規約例については、現在厚生労働省にて確認中であり、詳細が判明次第追ってご案内申し上げます。(規約例については、PENSION NEWS・代議員会資料で既にご連絡の通りです。)

○ 概要 **平成23年10月27日付ご案内の内容から変更なし**

事業主が、事業譲渡等を行い従業員を減少させる場合、当該減少に伴い他の事業所に係る掛金が増加することとなるときは、当該増加相当額を掛金として一括して拠出するものとする。

○ 対象先 **平成23年10月27日付ご案内の内容から変更なし**

- ・ 厚生年金基金・・・総合型基金・連合型基金
- ・ 確定給付企業年金・・・総合型DB基金・連合型DB基金、複数事業主の規約型DB (単独事業主で実施している厚生年金基金、確定給付企業年金は対象外)

※ 従業員減少に係る掛金の一括拠出に関して、既に規約を変更している場合であっても規約変更が必要である場合がございます。弊社総幹事のお客様におかれましては、弊社営業担当者へご相談ください。

○ 規約変更の取扱い **平成23年10月27日付ご案内の内容から変更なし**

① **分割又は事業の譲渡**により他の設立事業所の事業主以外の事業主に、その事業の全部又は一部を承継させる場合の一括拠出の規定(以下「分割又は事業譲渡規定」といいます。)

⇒規約変更必須

② **その他規約で定める方法**により、加入者の数が減少する場合に該当したケースの一括拠出の規定(以下「任意規定」といいます。)

⇒規約変更任意

○ 規約変更日 平成23年10月27日付ご案内の内容から変更あり

⇒平成23年12月2日付修正から再度修正

~~「分割又は事業譲渡規定」・・・規則改正施行日（平成23年8月10日遡及）~~

~~規則改正施行日（平成23年8月10日）以降の
初回事態発生日までに規約変更を行えばよい。
ただし、初回事態発生日まで遡及して規約変更可能。~~

（厚生年金基金）

原則として、平成23年度決算に係る代議員会で議決すること。ただし、検討開始遅延等やむを得ない事由がある場合は遅くとも平成25年度予算に係る代議員会までに議決すること。

（確定給付企業年金）

他の事項に係る規約変更の際にあわせて規約変更を行うこと。

~~※ 規則改正施行日以降、変更規約の施行日（＝認可日）前に、分割・事業譲渡が生じた場合も、遡及の変更により従業員減少に係る掛金の一括拠出の対象となります。~~

※ 規則改正施行日以降、変更規約の施行日（＝認可日）前に、分割・事業譲渡が生じた場合も、従業員減少に係る掛金の一括拠出の対象となる（厚生労働省宛て確認済）ため、初回事態発生日以降に規約変更を行う場合は、初回事態発生日に遡及して規約変更することが必要と考えます。

~~「任意規定」・・・任意の日。ただし、遡及変更は不可。~~

※ 分割・事業譲渡以外の加入者減少が発生したときに規約変更を行うこととしていた場合に、当該減少の事実の判明の遅れ等により規約変更手続きが実際の減少日より遅れたときは、遡及適用は認められません。

○ 手続き 平成23年10月27日付ご案内の内容から変更あり

⇒平成23年12月2日付修正から再度修正

~~「分割又は事業譲渡規定」、「任意規定」とともに、代議員会の議決を経て変更の認可を申請することが必要（理事長専決は不可）~~

【厚生年金基金】

・「分割又は事業譲渡規定」、「任意規定」とともに、代議員会の議決を経て変更の認可申請をすることが必要（理事長専決は不可）

【確定給付企業年金】

・「分割又は事業譲渡規定」、「任意規定」とともに、変更の**届出**を行うことが必要（基金型については、代議員会の議決が必要（理事長専決は不可））

※ **届出不要。規約型確定給付企業年金における労働組合又は過半数代表者の同意も不要。**

~~・ 規約変更期限について、厚生労働省への確認結果は以下の通り~~

~~＜確認結果＞~~

~~規約変更が必須である「分割又は事業譲渡規定」については、分割・事業譲渡が発生した場合は速やかに、発生しない場合は平成24年予算代議員会まで（※）に対応することによい~~

※ ~~当該代議員会のタイミングが規約変更対応の最終期限ということではないことを厚生労働省あて確認しております。ただし、本対応は平成23年8月10日に遡って適用する必要があるため、（本対応は初回事態発生日から適用することとなるため、）できるだけ速やかに規約変更することが望まし~~

~~い、とご連絡いただいております。~~

- 申請・~~届出~~時必要書類 **平成23年10月27日付ご案内の内容から変更あり**
⇒平成23年12月2日付修正から再度修正

・厚生年金基金の場合

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/kounen1027.pdf>

~~・総合型DB基金・連合型DB基金の場合~~

~~<http://www.sumitomotrust.co.jp/pen/e-mail/pensionnews/dbkikingata1027.pdf>~~

~~・複数事業主の規約型DBの場合~~

~~<http://www.sumitomotrust.co.jp/pen/e-mail/pensionnews/dbkiyakugata1027.pdf>~~

※ 数理関係書類、及び労使合意に至るまでの経緯（複数事業主の規約型DB）は添付不要です。

※ DBについては届出不要。

- 【ご参考：改正後法令】 **平成23年10月27日付ご案内の内容から変更なし**

<http://www.smtb.jp/business/pension/pamail/pen-news/houkaisei1027.pdf>

※ 年金確保支援法案の成立に係るその他の規約変更について

平成23年10月27日付ご案内の内容から変更なし

従業員減少に係る掛金の一括拠出に伴う規約変更のほかに、企業年金連合会への情報収集等業務の委託に関する事項について、規約変更が必要となることを確認しております。現在、企業年金連合会への委託方法、規約変更の方法等について詳細確認中でございます。詳細判明次第、追ってご連絡致します。

以上